

表3 炭化水素系物質発生施設の構造等基準

| | 炭化水素系物質発生施設 | 対象規模 | 炭化水素系物質発生施設の構造並びに使用及び管理に関する基準 |
|---|--|--|--|
| 一 | 原油、ガソリン、ナフサ、農耕用燃料油又はジェット燃料油(規格Kニ二〇九に規定する一号及び二号のジェット燃料油を除く。以下同じ。)の貯蔵施設(次項に掲げるものを除く。)及び有機溶剤(石油系炭化水素、ハロゲン化炭化水素、アルデヒド類、ケトン類及びアルコール類に限る。以下同じ。)の貯蔵施設 | 貯蔵能力が 1,000 キロリットル以上であること。 | <p>1 次のいずれかに該当すること。</p> <p>イ 浮屋根型の施設であること。</p> <p>ロ 固定屋根型、たて型、横型及び球型の施設にあつては、通気管に凝縮装置、吸収装置若しくは吸着装置が設置されているか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置が設置されていること。</p> <p>2 油送車から排出される炭化水素系物質を除去するための装置を設置し、油送車に原油、ガソリン、ナフサ、農耕用燃料油又はジェット燃料油及び有機溶剤を注入する場合は、これを使用すること。</p> |
| 二 | ガソリンスタンドに設置されるガソリンの貯蔵施設 | 貯蔵能力の合計が 40 キロリットル以上であること。 | <p>次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>1 施設の通気管に凝縮装置、吸収装置若しくは吸着装置が設置されているか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置が設置されていること。</p> <p>2 施設の通気管に油送車と直結する炭化水素系物質回収装置が設置されていること。</p> |
| 三 | ベンゼン、アクリロニトリル又は酸化エチレンの貯蔵施設 | <p>ベンゼン： 貯蔵能力が 10 キロリットル以上であること。</p> <p>アクリロニトリル： 貯蔵能力が 10 キロリットル以上であること。</p> <p>酸化エチレン： 貯蔵能力が 10 キロリットル以上であること。</p> | <p>1 次のいずれかに該当すること。</p> <p>イ 浮屋根型の施設であること。</p> <p>ロ 固定屋根型、たて型、横型及び球型の施設にあつては、通気管に凝縮装置、吸収装置若しくは吸着装置が設置されているか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置が設置されていること。</p> <p>2 次のいずれかに該当すること。</p> <p>イ 油送車から排出される炭化水素系物質を除去するための装置を設置し、アクリロニトリル等を注入する場合は、これを使用すること。</p> |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | | <p>□ 施設の通気管に油送車と直結する炭化水素系物資回収装置が設置されていること。</p> |
|--|--|--|--|